

## 第 2 部

### 維持管理、運営等に関する業務要求水準書

---

## 目 次

|          |  |     |
|----------|--|-----|
| <b>イ</b> | <b>病院施設維持管理業務</b> .....                  | 144 |
|          | 建築物（造り付け家具等を含む。）保守管理業務 .....             | 144 |
|          | 建築設備等保守管理業務 .....                        | 145 |
|          | 付帯施設保守管理業務 .....                         | 147 |
|          | 総合医療情報システム保守管理業務 .....                   | 148 |
|          | 清掃業務 .....                               | 149 |
|          | 環境測定業務 .....                             | 157 |
|          | 植栽管理業務 .....                             | 158 |
|          | 警備業務 .....                               | 159 |
| <b>ウ</b> | <b>病院運営業務</b> .....                      | 160 |
|          | 医療事務業務 .....                             | 160 |
|          | 検体検査業務 .....                             | 162 |
|          | 物品管理（SPD）業務 .....                        | 177 |
|          | 総合医療情報システム運営業務 .....                     | 180 |
|          | 病院給食業務 .....                             | 295 |
|          | 消毒・滅菌業務 .....                            | 297 |
|          | リネンサプライ業務 .....                          | 299 |
|          | 健診センター運営業務 .....                         | 302 |
|          | 電話交換業務 .....                             | 303 |
|          | 図書室運営業務 .....                            | 304 |
|          | 利便施設（売店、レストラン、フラワーショップ、理容・美容室）運営業務 ..... | 305 |
|          | その他サービス業務 .....                          | 309 |
| <b>エ</b> | <b>その他業務</b> .....                       | 311 |
|          | 引越支援業務 .....                             | 311 |
|          | 現病院の解体撤去業務 .....                         | 312 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 経営コンサルティング業務   | 315 |
| 市への病院施設所有権移転業務 | 316 |

本目次の項目は、募集要項「第 2 事業概要 4. 事業内容」掲載の業務 No. に対応しています。

イ 病院施設維持管理業務

建築物（造り付け家具等を含む。）保守管理業務

| 項目                     | 内容  |
|------------------------|---|
| 1. 目的                  | <p>病院としての、療養環境、治療環境、労働環境の安全性、快適性を維持し、良質な医療サービスの提供が行われるよう、建物の保守・管理、修繕等を実施する。</p>   |
| 2. 業務範囲                |   |
| (1) 対象施設               | <p>病院本体及び付帯施設</p>   |
| (2) 業務内容               | <p>点検・保守・修繕その他一切の保守管理業務</p>   |
| 3. 業務の要求水準             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務要求水準書及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき、点検・保守を行う。</li> <li>・ 本業務要求水準書、共通仕様書の両方に記載がある場合には本業務要求水準書の規定が優先する。</li> <li>・ 共通仕様書のみに記載がある場合にも、点検・保守を行う。</li> <li>・ 本業務要求水準書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> <li>・ 修繕及び大規模修繕を実施する場合には、病院事業に支障のないように行う。</li> </ul> |
| 4. 計画書の作成              | <p>要求水準を満たすよう、30年間の業務実施計画書を作成し、実施する。</p>  |
| 5. 建築物管理記録の作成・報告・提出・保管 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検記録、整備・修繕記録を作成する。</li> <li>・ 点検、対応（保守、修繕、整備等）を行う場合には、その結果を記録し、市及び病院関係者から要請があった場合にはいつでも提示出来るようにする。また、作業内容により病院事業の影響を考慮し事前報告を行う。</li> </ul>   |
| 6. その他                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生に伴い、危険が認められる場合には、直ちに必要な措置を講じ、市及び病院関係者が指定する者に通報するとともに関係機関への連絡調整を行う。</li> <li>・ コストの削減及びサービス水準の向上という視点で業務要求水準書又は共通仕様書と同等以上の提案については、適切な保守管理がなされることを前提に取り入れる。</li> <li>・ 本業務要求水準書、共通仕様書にない事項、及び事業者から提案によるもの等については、適切な保守管理がなされることを前提に行う。</li> </ul>                                     |

イ 病院施設維持管理業務

建築設備保守管理業務

| 項目   | 内容   |
|--|--|
| <p>1. 目的</p> <p>2. 業務範囲<br/>(1) 対象設備<br/>(2) 業務内容</p> <p>3. 業務の要求水準<br/>(1) 一般事項</p> <p>(2) 点検、保守及び修繕</p> <p>4. 計画書の作成</p> | <p>病院としての、療養環境、治療環境、労働環境の安全性、快適性を維持し、良質な医療サービスの提供が行われるよう、建築設備の保守・管理、修繕等を実施する。</p> <p>病院本体及び付帯施設</p> <p>運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務要求水準書及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき、点検、保守を行い、設備の機能を常に最良の状態に保つ。</li> <li>・ 本業務要求水準書、共通仕様書の両方に記載のある場合には、本業務要求水準書の規定が優先する。</li> <li>・ 共通仕様書のみに記載のある場合にも、点検、保守を行う。</li> <li>・ 本業務要求水準書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> <li>・ 修繕及び大規模修繕を実施する場合には、病院事業に支障のないように行う。</li> </ul> <p>ア 法定点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各対象設備に係る関係法令の定めるところにより点検を実施する。</li> <li>・ 点検により、設備が正常に機能しない場合には、適切な方法により速やかに対応、調整する。</li> <li>・ 各設備の点検、保守のため法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任し、行う。</li> </ul> <p>イ 日常点検および定期点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検周期・内容については、共通仕様書に準拠し、実施する。</li> <li>・ 点検により、設備が正常に機能しない場合には、適切な方法により速やかに調整する。</li> </ul> <p>ウ 運転・監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する機器類の制御を適切に行い、所定の設定条件を維持するとともに、効率的な運転を行う。</li> </ul> <p>要求水準を満たすよう、30年間の業務実施計画書を作成し、実施する。</p> |

| 項目                        | 内容  |
|---------------------------|---|
| 5. 設備管理記録の作成・報告・提出<br>・保管 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転日誌、点検記録、整備・修繕記録を作成する。</li> <li>・ 点検、対応（保守、修繕、交換、分解整備等）を行う場合には、その結果を記録し、市および病院関係者から要請があった場合にはいつでも提示できるようにしておく。また、作業内容により病院業務の影響を考慮し、事前報告が必要となる。</li> </ul>  |
| 6. その他                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生に伴い、危険が認められる場合には、直ちに必要な措置を講じ、市及び病院関係者が指定する者に通報するとともに関係機関への連絡調整を行う。</li> <li>・ コストの削減及びサービス水準の向上という視点で業務要求水準書又は共通仕様書と同等以上の提案については、適切な保守管理がなされることを前提に取り入れる。</li> <li>・ 本業務要求水準書、共通仕様書にない事項、及び事業者から提案によるもの等については、適切な保守管理がなされることを前提に行う。</li> </ul> |

イ 病院施設維持管理業務

付帯施設保守管理業務

| 項目  | 内容  |
|---|---|
| <p>1. 目的</p> <p>2. 業務範囲</p> <p>(1) 対象施設等</p> <p>(2) 業務内容</p> <p>3. 業務の要求水準</p> <p>4. 計画書の作成</p> <p>5. 建築物管理記録の作成・報告・提出・保管</p> <p>6. その他</p> | <p>来院する患者の安全性、利便性を確保するとともに心のケアのできる環境、憩いのある環境を維持できるよう、外構施設等の保守、管理、修繕等を実施する。</p> <p>(1) 付帯施設<br/>           駐車場、駐輪場、ヘリコプター緊急離発着場、車庫、塀、門扉、擁壁、構内道路、広告掲示板、サイン板・案内板、調整池、フェンス、ベンチ、他</p> <p>(2) 敷地地盤等<br/>           アスファルト舗装、インターロッキング舗装、縁石等</p> <p>(3) 地中設備等<br/>           埋設配管、暗渠、排水樹・排水側溝等</p> <p>点検・保守・修繕その他一切の保守管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務要求水準書及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき、点検・保守を行う。</li> <li>・ 本業務要求水準書、共通仕様書の両方に記載のある場合には、本業務要求水準書の規定が優先する。</li> <li>・ 共通仕様書のみに記載がある場合にも、点検・保守を行う。</li> <li>・ 本業務要求水準書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> <li>・ 修繕及び大規模修繕を実施する場合には、病院事業に支障のないように行う。</li> </ul> <p>要求水準を満たすよう、30年間の業務実施計画書を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検記録、整備・修繕記録を作成する。</li> <li>・ 点検、対応（保守、修繕、整備等）を行う場合には、その結果を記録し、市及び病院関係者から要請があった場合にはいつでも提示出来るようにする。また、作業内容により病院事業の影響を考慮し、事前報告を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生に伴い、危険が認められる場合には直ちに必要な措置を講じ、市及び病院関係者が指定する者に通報するとともに関係機関への連絡調整を行う。</li> <li>・ コストの削減及びサービス水準の向上という視点で業務要求水準書又は共通仕様書と同等以上の提案については、適切な保守管理がなされることを前提に取り入れる。</li> <li>・ 本業務要求水準書、共通仕様書にない事項、及び事業者から提案によるもの等については、適切な保守管理がなされることを前提に行う。</li> </ul> |

## イ 病院施設維持管理業務

### 総合医療情報システム保守管理業務

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| 1. 目的      | 本業務の目的については、「ウ 病院運営業務 総合医療情報システム運営業務」にあわせて記載しているため、同項を参照のこと。     |
| 2. 業務内容    | 本業務の業務内容については、「ウ 病院運営業務 総合医療情報システム運営業務」にあわせて記載しているため、同項を参照のこと。   |
| 3. 業務の要求水準 | 本業務の要求水準については、「ウ 病院運営業務 総合医療情報システム運営業務」にあわせて記載しているため、同項を参照のこと。   |
| 3. 費用負担区分  | 本業務の費用負担区分については、「ウ 病院運営業務 総合医療情報システム運営業務」にあわせて記載しているため、同項を参照のこと。 |



イ 病院施設維持管理業務

清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）

| 項目  | 内容  |
|---|---|
| <p>1. 目的</p> <p>2. 業務範囲</p> <p>(1) 清掃・消毒</p> <p>(2) 害虫駆除</p> <p>(3) 廃棄物の回収・搬送</p> | <p>質の高い清掃・消毒、害虫駆除等を実施するにより、清潔で安全、良好な環境を維持する。</p> <p>清掃業務は、以下の業務から構成される。</p> <p>下記の施設について日常清掃及び定期清掃を実施する。</p> <p>1) 対象施設</p> <p>ア 病院本体</p> <p>イ 駐車場等</p> <p>2) 清掃の方法及び頻度等</p> <p>下記の仕様書等に記載された清掃方法・頻度等を参考に事業者が選定した材料等に合わせた最適な方法で実施し、要求水準を満たすものとする。</p> <p>ア 共通仕様書</p> <p>イ 別紙1：清掃方法及び頻度例</p> <p>ウ 「新しい感染症病室の施設計画ガイドライン」</p> <p>下記の施設について害虫駆除を実施する。</p> <p>1) 対象施設</p> <p>ア 病院本体（栄養部門、外来レストランは選定事業者が実施する）</p> <p>イ 駐車場等</p> <p>2) 駆除の方法及び頻度</p> <p>発生する害虫に対応した殺虫剤を用い、年2回実施する。</p> <p>下記の施設について、廃棄物を回収し、廃棄物集積所に搬送する。ごみ処理設備（減量設備）を導入した場合には、処理設備への投入等の業務を含む。（以下「廃棄物集積所等」という。）</p> <p>1) 対象施設</p> <p>ア 病院本体</p> <p>イ 駐車場等</p> <p>2) 対象物</p> <p>ア 一般廃棄物</p> <p>イ 感染性廃棄物</p> <p>X線フィルム現像液、ホルマリン等は除く。</p> <p>3) 方法及び頻度</p> <p>ア 一般廃棄物</p> <p>日常清掃に合わせ、ゴミ箱等から回収し廃棄物集積所等に搬送する。</p> <p>イ 感染性廃棄物</p> <p>日常清掃に合わせ、各部門で専用容器に回収された廃棄物を廃棄物集積所等に搬送する。</p> |

| 項目  | 内容  |
|---|---|
| <p>3. 業務の要求水準</p> <p>(1) 清掃・消毒</p> <p>1) 日常清掃</p> <p>2) 定期清掃</p> <p>(2) 害虫駆除</p> <p>(3) 廃棄物の回収・運搬</p> | <p>ア 壁・天井、床及びドアノブ・手すり等<br/>仕上げに応じた適切な方法により、埃・ゴミ、汚れ・シミ、錆び等のない清潔な状態を保つ。</p> <p>イ トイレ<br/>衛生陶器類は適切な方法により清潔な状態を保つ。<br/>洗面台、鏡等は埃・ゴミ、汚れ・シミ等のない清潔な状態を保つ。<br/>衛生消耗品（トイレトーパー、水石鹸等）は常に使用できる状態を保つ。</p> <p>ウ 浴室等<br/>ゴミ、汚れ・シミ等のない清潔な状態を保つ。</p> <p>エ 駐車場等<br/>空き缶、塵芥等がなく、清潔で美観を保った状態であること。</p> <p>ア 床<br/>仕上げに応じた適切な方法により洗浄等を行い、汚れ・シミ、錆び等のない清潔な状態を保つ。</p> <p>イ 窓ガラス、窓枠及び上記部位の付帯設備<br/>材質に応じた適切な方法により、埃・ゴミ、汚れ・シミ、錆び等のない清潔な状態で、採光に支障のない状態を保つ。</p> <p>ウ 照明器具、換気扇、吹き出し口・吸い込み口等<br/>埃・ゴミ、汚れ・シミ等のない清潔な状態で、照度等に影響のない状態を保つ。</p> <p>エ 時計、TV等設備類<br/>埃・ゴミ、汚れ・シミ等のない清潔な状態を保つ。</p> <p>オ 流し、棚等の備品<br/>埃・ゴミ、汚れ・シミ等のない清潔な状態を保つ。</p> <p>害虫が発生していない状態を保つ。</p> <p>廃棄物を分別して回収するとともに、ゴミ箱等は汚れ・シミ等のない清潔な状態を保つ。</p> |
| <p>4. 用語の定義</p> <p>5. 一般事項</p> <p>(1) 責任者の配置</p> <p>(2) 臨時の措置</p> <p>(3) 清掃業務の確認</p>                  | <p>用語の定義は共通仕様書及び下記に定めるところによる。<br/>清潔区域・準清潔区域・一般区域等は「病院空調設備の設計・管理指針 HEAS-02-1998 日本病院設備協会 1998年」の清浄度クラスによる。</p> <p>選定事業者は業務の執行にあたり、下記の事項を遵守するとともに、当施設の特性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をもたらすことのないようにしなければならない。</p> <p>清掃業務に関して十分な経験と知識を有する者を配置する。</p> <p>臨時に新たな清掃業務を実施する必要が生じた時は、その旨を病院に報告し、指示を受ける。<br/>また、病院が要請した場合には清掃を実施する。</p> <p>清掃業務終了後に、病院に報告し、確認を受ける。</p>   |

| 項目                  | 内容   |
|---------------------|--|
| (4) 資機材等の保管         | 資機材及び衛生消耗品は、所定の場所に、整理し保管する。  |
| (5) 清掃業務に伴う<br>注意事項 | 使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用する。  |
| (6) 安全管理            | 清掃業務を遂行するに当たっては、慎重を期し、安全管理及び良好な衛生環境の維持に万全を期す。特に、窓・壁等の清掃・消毒作業を含む高所作業及び感染性廃棄物の運搬に関しては安全管理に万全を期す。       |
| (7) 現状復帰            | 清掃業務中に移動した備品類は、業務終了後は必ず現状に復帰させておく。   |
| 6. 費用負担区分           |  |
| (1) 機材等             | 清掃業務に使用する清掃用具・清掃器具及び資器材並びにスポンジ等の消耗品等は選定事業者の負担とする。<br>消毒剤、殺虫剤等は病院と相談のうえ選定し、使用する。                      |
| (2) 衛生消耗品           | トイレットペーパー、ペーパータオル、水石鹼等は病院が準備する。  |
| (3) 控室              | 選定事業者は業務遂行上必要な諸室を設ける。なお、これに係る水道・光熱費は、病院負担とする。  |
| 7. 作業報告書等           |  |
| (1) 作業計画書の<br>提出    | 選定事業者は年度始めに年間計画表を作成し提出する。<br>選定事業者は、ワックス掛け、ガラス清掃等の定期清掃業務についての作業計画書（詳細計画）を実施当該月の前月20日までに病院に提出し、承認を得る。 |
| (2) 点検及び報告          | 定期清掃業務及び害虫駆除業務を実施した際は、その点検を行い、病院に報告する。   |
| (3) 詳細報告書の<br>提出    | 毎月1回、当該月業務の報告書を提出する。<br>病院が臨時の措置を要請した場合には速やかに報告書を提出する。   |

別紙1-1：清掃方法及び頻度例

| 項目   | 内容   |
|--|--|
| <p>1. 日常清掃の方法<br/>           (1) 一般清潔区域、汚染管理区域、一般区域、汚染拡散防止区域</p> | <p>一般清潔区域・汚染管理区域・一般区域・汚染拡散防止区域の日常清掃業務は、原則として以下の手順書に基づき、遂行する。</p> <p>1) あいさつ<br/>           病室等に入入りする際には、必ず挨拶を行う（下記に例を示す）。</p> <p>午前10時までに入室する際の挨拶<br/>           「おはようございます。お掃除をさせていただいてよろしいですか？」</p> <p>午前10時以降に入室する際の挨拶<br/>           「失礼致します。お掃除させていただいてよろしいですか？」</p> <p>2) ゴミの取り除きとくず入れ清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各ベッドサイドのくず入れを清掃カートまで運び、カートのトッシュバッグ内にゴミを捨てる。</li> <li>・ くず入れにビン・缶のある場合には、必ず分別する。</li> <li>・ くず入れの内側や外側が汚れている場合には、スプレーボトル内の洗剤希釈液を吹き付けたウエスにて清拭する。</li> <li>・ くず入れに取り付けてあるビニール袋が汚れている場合には、新しいものと交換する。</li> </ul> <p>患者のベッドサイドにビニール袋を持参し、その場所にてくず入れのゴミを捨てることは患者への配慮から原則禁止とするが、やむ終えず実施する場合には患者の顔から可能な限り離れた場所にて行う。</p> <p>ビニール袋を交換する際には、ビニール袋がくず入れから垂れ下がらないよう注意する。</p> <p>くず入れは、必ず元あった場所へ戻す。別の患者のものと間違えないよう注意する。</p> <p>3) 床の掃き清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床のゴミ・埃をダスタークロスを用いて取り除く。</li> <li>・ モップを巾木に当てながら、部屋の入口から奥に向かって動かす。</li> <li>・ 次にベッドサイド、ベッド下、通路・・・と順にモップを動かしていく。この時、ベッドの奥、隅まで完全にゴミ、埃を取りきるように行う。</li> </ul> <p>中途半端な姿勢でモップを動かすと、モップがベッドの奥まで届かず、逆にベッドの奥へと手前のゴミや埃を押し込むことになってしまう可能性があるため注意する。</p> <p>作業は、原則として部屋の奥から入口に向かって、後ろ向きに行う。</p> |

| 項目 | 内容  |
|----|---|
|    | <p>ダスタークロスに付着した埃の落とし方</p> <p>壁の前にダスターモップハンドルを横倒しにする。<br/>         なお、部屋や曲がり角付近に倒したハンドルが出っ張ると、患者がつまずき、転倒する恐れがある為、安全面には注意する。</p> <p>作業者が壁に対面する方法で、壁に向かってブラシを用いて埃を落とす。すなわち、壁に向かって作業を行えば、仮に埃が空中に舞いそうになったとしても、その埃は壁に当たって、床に落ちることとなる。</p> <p>最後にブラシで床を軽く掃く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベッドサイドにたくさんの荷物が置かれている場合には、必ず持ち主に断った後、動かせる物は動かして作業を行う。</li> <li>・ ベッドサイドの履物は、必ずきちんと揃える。</li> <li>・ 埃は細菌のすみかであるため、出来る限り埃を舞い上がらせないように除去作業を行う。</li> <li>・ 患者が使用中の点滴台や医療器具などを不用意に動かしたり、モップ等をぶつけないよう、注意する。</li> <li>・ 床などに血液のしみがあっても、感染の可能性があるので絶対に素手ではさわらない。</li> <li>・ 何かの拍子にモップが倒れ、通行者（患者等）などにぶつかるといった事故を招く恐れがあるため、モップを壁には立てかけない。</li> </ul> <p>4) 床の拭き清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床の汚れを糸モップを用いてモッピングする。</li> <li>・ 使用するモップハンドルの素材として、木製品は水に濡れることによって木目の隙間に雑菌が繁殖しやすくなるため木製品を使用しない。</li> <li>・ 湿気がある場合には、細菌やカビの繁殖してしまう可能性があるため、使用後のモップを保管する際には、洗浄後十分に乾燥させる。</li> <li>・ モップを絞る時には、モップハンドルの先端が天井などにぶつからないよう、注意する。</li> <li>・ モップの使用方法は、Sの字を描くように動かす。</li> <li>・ 床のモッピング作業時には、安全性のためにそばを通る方に、必ず声を掛け、作業中であることを知らせる。例えば、「申し訳ございません。床が濡れていますので、気をつけてお通り下さい」。</li> <li>・ トイレ等の汚染区域にて使用したモップ、バケツの洗浄液は、衛生上の問題があるため他の場所で使用しない（各部署に合わせた専用用具の設置を検討しておく必要がある）。</li> <li>・ バケツ内の洗浄液は、効果を持続させるために出来るだけ頻繁に交換する。</li> </ul> |

| 項目  | 内容  |
|---|---|
| <p>(2) 清潔区域・<br/>準清潔区域<br/>1) ICU・CCU、HCU、<br/>手術部門など</p> <p>(3) 駐車場等</p> | <p>5) 水回り清掃（便器、浴室、シンク等）</p> <p>シンク<br/>シンクに対してスプレーボトル内の洗浄液を噴霧後、スポンジにて磨く。最後に乾いたウエスにて水分が残らないよう、拭き上げる。</p> <p>便器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便器の水を流す（未使用の便器も同様である）。</li> <li>・ トイレクリーナー等をトイレブラシに十分に含ませ、便器内の隅々を丁寧に洗う。</li> <li>・ 便座、ふた、便器回りをトイレクリーナーを噴霧したウエスにて拭き上げる。</li> <li>・ 小便器の目皿及びトラップには、尿石や尿垢が付着し、悪臭の原因にもなるため定期的に掃除を実施する。</li> </ul> <p>6) ドアノブ、手すり等の消毒清掃<br/>部屋のドアノブ、廊下の手すりなどは、定期的にかつ状況に応じて消毒剤をふくませたウエス等にて清拭する。</p> <p>7) 壁面<br/>低所（手の届く範囲）の壁面は、定期的かつ状況に応じて空拭き、水拭き又は洗剤で清拭する。</p> <p>8) 点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施したサービスを再度見直し、不具合がないか否かを確認する。</li> <li>・ 部屋内の作業終了後には、必ず「作業終了の旨」を伝え、ご挨拶後、次の作業へと移る。</li> </ul> <p>ICU・CCUなどは以下の手順に基づき、実施する。<br/>入室の際のガウンテクニック等は基準に従う。</p> <p>ア ゴミの回収及びゴミ袋のセット</p> <p>イ 床の清拭<br/>埃の除去、洗剤で清拭後、水拭きして消毒剤で清拭する。</p> <p>ウ トイレ・洗面所の清拭</p> <p>エ 水回り・鏡の清拭</p> <p>オ ドアノブ手すり部分の清拭<br/>洗剤で清拭後、水拭きし、消毒剤で清拭する。</p> <p>空缶、紙屑等を拾い掃き又はほうきで清掃する。</p> |

別紙1-2：清掃方法及び頻度例

| 項目   | 内容  |                    |        |            |                   |                |     |
|--|---|--------------------|--------|------------|-------------------|----------------|-----|
| 1．日常清掃の頻度<br>(1) 一般清潔区域、汚染管理区域、一般区域、汚染拡散防止区域         | 頻度（1週間の回数）                                  |                    |        |            |                   |                |     |
|  | 対象  | ゴミの取り除きとくず入れ清掃     | 床の掃き清掃 | 床の拭き清掃     | 水回り清掃（便器、浴室、シンク等） | ドアノブ、手すり等の消毒清掃 | 壁面等 |
|  | 病室  | 7                  | 5      | 5          | 5                 | 1              | 1   |
|  | スタッフステーション                                  | 7                  | 5      | 5          | 1                 | 1              | 1   |
|  | 処置室等（病棟）                                    | 7                  | 5      | 5          | 1                 | 1              | 1   |
|  | 便所・洗面所・浴室                                   | 7                  | 5      | 5          | 5                 | 5              | 1   |
|  | 廊下  | 7                  | 5      | 5          | -                 | 5              | 1   |
|  | ホール・待合い                                     | 7                  | 5      | 5          | -                 | 5              | 1   |
|  | 階段  | -                  | 5      | 5          | -                 | 3              | 1   |
|  | エレベータ・エスカ                                   | -                  | 5      | 5          | -                 | 3              | 1   |
|  | 汚物室兼廃棄物集積所等                                 | 5                  | 5      | 5          | 5                 | 3              | 1   |
|  | 外来診察室等                                      | 5                  | 3      | 3          | 1                 | 1              | 1   |
|  | 事務室等  | 5                  | 2      | 2          | 1                 | 1              | 1   |
|  | 検査・放射線・リハビリ                                 | 5                  | 3      | 3          | 1                 | 1              | 1   |
|  | 選定事業者が業務で使<br>厨房、倉庫、中材等                     | 選定事業者の判断に委ねる       |        |            |                   |                |     |
| (2) 清潔区域・準清潔区域<br><br>1) ICU・CCU、HCU<br>NICU<br>手術部門 | 頻度（回/週）                                     |                    |        |            |                   |                |     |
|  | 対象  | ゴミの回収及びゴミ袋のセット     | 床の清拭   | トイレ・洗面所の清拭 | 水回り・鏡の清拭          | ドアノブ手すり部分の清拭   |     |
| ICU・CCU、HCU、NICU                                     | 5   | 5                  | 5      | 5          | 5                 |                |     |
| 手術部門（手術室、供給ホールは除く）                                   | 5   | 5                  | 5      | 5          | 5                 |                |     |
|  | その日の手術が終了した時点で実施する。19時までには終了しなかった場合には翌朝実施する |                    |        |            |                   |                |     |
| (3) 駐車場等   | 頻度（回/週）                                     |                    |        |            |                   |                |     |
|  | 対象  | 空缶、紙屑等拾い掃き又はほうきで清掃 |        |            |                   |                |     |
| 駐車場等   | 5   |                    |        |            |                   |                |     |

別紙1-2：清掃方法及び頻度例

| 項目   | 内容  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
|--|---|----|----|-------|--------|-------------|--------|----------------------|--------|-----------|--------|----|----|----------|--------|--------------|-------------|
| <p>2. 定期清掃の内容及び頻度</p> <p>(1) 一般清潔区域、汚染管理区域、一般区域、汚染拡散防止区域</p> <p>(2) 高度清潔区域・清潔区域・準清潔区域</p> <p>1) ICU・CCU、HCU、NICU、手術部門、病室（無菌室）、IVH調整室</p> | <table border="1" data-bbox="603 432 1295 678"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面の洗浄</td> <td>4回 / 年</td> </tr> <tr> <td>窓ガラス、窓枠等の清掃</td> <td>2回 / 年</td> </tr> <tr> <td>照明器具、換気扇、吹出口・吸込口等の清掃</td> <td>2回 / 年</td> </tr> <tr> <td>高所及び壁の埃除去</td> <td>2回 / 年</td> </tr> </tbody> </table><br><table border="1" data-bbox="603 797 1295 954"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面の洗浄・消毒</td> <td rowspan="3">2回 / 年</td> </tr> <tr> <td>空調吹出口・吸込口の清掃</td> </tr> <tr> <td>天井・壁面の洗浄・消毒</td> </tr> </tbody> </table> | 内容 | 頻度 | 床面の洗浄 | 4回 / 年 | 窓ガラス、窓枠等の清掃 | 2回 / 年 | 照明器具、換気扇、吹出口・吸込口等の清掃 | 2回 / 年 | 高所及び壁の埃除去 | 2回 / 年 | 内容 | 頻度 | 床面の洗浄・消毒 | 2回 / 年 | 空調吹出口・吸込口の清掃 | 天井・壁面の洗浄・消毒 |
| 内容   | 頻度  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 床面の洗浄  | 4回 / 年  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 窓ガラス、窓枠等の清掃  | 2回 / 年  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 照明器具、換気扇、吹出口・吸込口等の清掃   | 2回 / 年  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 高所及び壁の埃除去  | 2回 / 年  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 内容   | 頻度  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 床面の洗浄・消毒   | 2回 / 年  |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 空調吹出口・吸込口の清掃   |   |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |
| 天井・壁面の洗浄・消毒  |   |    |    |       |        |             |        |                      |        |           |        |    |    |          |        |              |             |



イ 病院施設維持管理業務

環境測定業務

| 項目   | 内容   |
|--|--|
| <p>1. 目的</p> <p>2. 業務範囲</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>(2) 測定内容</p> <p>3. 業務の要求水準</p> <p>4. 一般事項</p> <p>(1) 履行上の注意</p> <p>(2) 清掃業務に伴う注意事項</p> <p>5. 費用負担区分</p> <p>(1) 機材等</p> <p>6. 作業報告書等</p> <p>(1) 測定結果報告書の提出</p> | <p>所定の環境基準が維持されているかを測定し、確認することにより院内感染の防止等、医療を提供する環境の維持を図るものである。</p> <p>下記の施設に対し実施する。</p> <p>1) 手術室<br/>2) ICU・CCU・HCU<br/>3) NICU<br/>4) 病室（無菌室）<br/>5) IVH調整室・抗ガン室</p> <p>下記に示す測定項目を参考に、選定事業者が採用した設計、建設方法及び施設維持管理方法に合わせた最適な方法・頻度で行う。</p> <p>1) フィルタリーク測定<br/>2) 浮遊粒子数測定<br/>3) 付着菌（アガースタンプ法による）<br/>4) 温湿度測定<br/>5) 室内空気圧力差測定<br/>6) 換気回数測定<br/>7) 空中浮遊細菌及び真菌<br/>8) 付着菌（MRSA推定用培地）<br/>9) 照度測定</p> <p>1) 対象施設の初期の設定条件を確認できるものであること。<br/>2) 測定後の結果を設備の維持管理、清掃等の業務に活用できるものであること。<br/>3) 設備の維持管理の効果を測定できるものであること。</p> <p>選定事業者は業務の執行にあたり、下記の事項を遵守するとともに、当施設の特徴を十分に理解し、その円滑な運営に支障をもたらすことのないようにしなければならない。</p> <p>清浄度測定業務には清潔着衣セット（キャップ・マスク・グローブ・クリーンワンピース・シューズカバー）を使用する。</p> <p>使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用する。</p> <p>環境測定業務に使用する資器材及び消耗品等は選定事業者の負担とする。</p> <p>選定事業者は業務終了後測定結果報告書を作成し病院に提出し、承認を得る。</p> |

イ 病院施設維持管理業務

植栽管理業務

| 項目         | 内容  |
|------------|---|
| 1. 目的      | 病院の目指す心のケアのできる環境整備の一環である植栽（庭園を含む）を常に整備された環境に維持する。   |
| 2. 業務内容    | 下記の対象施設に対し、点検、手入れを実施する。<br>（庭園の花壇についてはボランティアによる維持管理を計画しているため、業務に含まない。）                                      |
| (1) 対象施設   | 植栽(庭園を含む)   |
| (2) 業務内容   | 1) 点検<br>周期： 共通仕様書を参考に要求水準を満たすに必要なと選定事業者が判断する周期とする。<br>項目： 共通仕様書にあげられている項目を参考に要求水準を満たすに必要なと選定事業者が判断する項目とする。 |
|            | 2) 手入れ<br>回数： 要求水準を満たすに必要なと選定事業者が判断する回数とする。<br>項目： 下記の項目を含む要求水準を満たすに必要なと選定事業者が判断する項目とする。                    |
|            | ア かん水<br>イ 病害虫の駆除<br>ウ 剪定・刈り込み<br>エ 施肥・除草<br>オ 養生   |
| 3. 業務の要求水準 | 植栽が病害虫による枯れ、水やり不足による枯れ等がなく、また、剪定、刈り込み等が定期的実施され常に良好な状態であること。   |
| 4. 費用負担区分  |   |
| (1) 機材等    | 植栽管理業務に使用する資器材及び消耗品等は選定事業者の負担とする。   |
| (2) 水光熱費   | かん水等に必要な水は病院の負担とする。   |

## イ 病院施設維持管理業務

### 警備業務

| 項目  | 内容  |
|---|---|
| <p>1. 目的</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>(2) 警備形態</p> <p>(3) 配置場所</p> <p>(4) 配置時間</p> <p>(5) 対象業務</p> <p>(6) 装具及び服装</p> <p>3. 業務の要求水準</p> | <p>病院として利用者の安全を守り、施設の財産を保全し、良質な医療サービスの提供に支障を及ぼさないよう、警備業法を遵守しつつ適切な防犯、防災警備を実施する。</p> <p>病院施設</p> <p>常駐警備</p> <p>警備関係諸室</p> <p>24時間（日勤 8:00～18:00 夜勤 18:00～8:00）</p> <p>1) 窓口業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見舞患者の管理</li> <li>・ 夜間出入監視業務</li> <li>・ 拾得物・遺失物の保管、記録</li> <li>・ 時間外の鍵の管理</li> </ul> <p>2) 巡回業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内定時巡回警備</li> <li>・ 外部からの侵入者の警戒</li> <li>・ 各階各室の戸締まり。消灯確認</li> <li>・ 施錠管理（未施錠箇所の発見対処）</li> <li>・ 不審者・不審物に対する、警察への通報</li> </ul> <p>3) 防災・緊急事態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災等の緊急時における初期対応と関係諸機関への通報・連絡</li> <li>・ 防災・避難訓練等への参加</li> </ul> <p>4) 警備報告書の作成、提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備報告書を作成し定められた期日までに提出する。</li> <li>・ 緊急事態時等に対応した報告書を作成し提出する。</li> </ul> <p>選定事業者の定める制服</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかに対応し、クレーム等がないこと。</li> <li>・ 院内における盗難等の発生を未然に防止する。</li> <li>・ 院内における火災等の発生を未然に防止する。</li> <li>・ 院内における施設の保全に心がける。</li> </ul> |